

泉佐野市 報道提供資料

タイトル	災害時における福祉避難所施設利用に関する協定締結について
と き	平成30年3月26日（月） 午前10時～11時
と ころ	泉佐野市役所 4階庁議室
内 容	<p>災害時に、一般の避難所では生活が困難な要支援者を受け入れる福祉避難所を確保するため、市内の社会福祉法人に協力を要請した結果、12の社会福祉法人から同意を得られました。ついては、下記のとおり18の社会福祉施設を福祉避難所として利用する協定を締結いたします。</p> <p>1. 協定締結式</p> <p>(1) 日 時 平成30年3月26日（月）午前10時～11時</p> <p>(2) 場 所 泉佐野市役所 4階庁議室</p> <p>(3) 協定を締結する社会福祉法人（12法人）</p> <p>社会福祉法人 アムリタ</p> <p>社会福祉法人 泉ヶ丘福祉会</p> <p>社会福祉法人 和泉の国</p> <p>社会福祉法人 いちょうの森</p> <p>社会福祉法人 犬鳴山</p> <p>社会福祉法人 幸楽会</p> <p>社会福祉法人 水平会</p> <p>社会福祉法人 杉の子会</p> <p>社会福祉法人 清光会</p> <p>社会福祉法人 常茂恵会</p> <p>社会福祉法人 優和会</p> <p>社会福祉法人 来友会</p> <p>(4) 福祉避難所協力施設（18施設）</p> <p>※別紙 「福祉避難所協力施設一覧表」参照</p> <p>2. 協定の概要</p> <p>大規模災害が発生し福祉避難所の開設が必要となった場合、本市から各社会福祉法人へ福祉避難所開設の要請を行う。その時の各施設の被害状況に応じて、各法人から承諾が得られた施設について、福祉避難所として開設する。福祉避難所の管理運営としては、各社会福祉法人が、運営に必要な職員体制をとり、名簿や状況の報告を市に行う。その時の管理運営に必要な費用は市が負担する。</p> <p>※別紙「災害時における福祉避難所施設利用に関する協定締結書」参照</p>
問合先	市長公室 市民協働課（TEL:072-463-1212）担当者名 木内

福祉避難所協力施設一覧表

No	法人名	代表者名 (理事長)	福祉避難所協力施設			
			施設名(公表用)	所在地	施設種別	受入対象者
1	社会福祉法人 アムリタ	中村 薫	特別養護老人ホーム アムリタ	長滝842-1	高齢者施設	高齢者
2	社会福祉法人 泉ヶ丘福祉会	赤井 和枝	障害者支援施設 泉ヶ丘療護園	鶴原935-1	障がい者施設	障がい者
			特別養護老人ホーム 泉ヶ丘園りんくう	りんくう往来南5-17	高齢者施設	高齢者
			特別養護老人ホーム 泉ヶ丘園	土丸531	高齢者施設	高齢者
3	社会福祉法人 和泉の国	貝戸 喜廣	介護老人保健施設エルダーケア	中庄1310	高齢者施設	高齢者
			地域密着型介護老人福祉施設エルダーケア	中庄1305-3	高齢者施設	高齢者
4	社会福祉法人 いちちょうの森	近藤 寛治	ライフワークぎんなん	日根野3532	障がい者施設	障がい者
5	社会福祉法人 犬鳴山	東條 仁哲	特別養護老人ホーム 犬鳴山荘	土丸388	高齢者施設	高齢者
6	社会福祉法人 幸楽会	田中 正清	泉佐野すえひろ保育園	東羽倉崎町9-14	こども園	乳幼児
			幸デイサービスセンター	東羽倉崎町9-14	高齢者施設	高齢者
7	社会福祉法人 水平会	山中 辰也	特別養護老人ホームホライズン	鶴原1071-1	高齢者施設	高齢者
			介護老人保健施設ホライズン	下瓦屋221-1	高齢者施設	高齢者
8	社会福祉法人 杉の子会	杉岡 繁昭	軽費老人ホーム 暢楽荘	鶴原1787	高齢者施設	高齢者
9	社会福祉法人 清光会	田端 誉富	患誠の里	上之郷2007-1	障がい者施設	障がい者
10	社会福祉法人 常茂恵会	中西 常泰	ラポートデイサービスセンター	長滝3672	高齢者施設	高齢者
			認定こども園下瓦屋保育園	上瓦屋610-1	こども園	乳幼児
11	社会福祉法人 優和会	坂本 吉史	ケアハウス泉佐野	南泉ヶ丘1-8-9	高齢者施設	高齢者
12	社会福祉法人 来友会	西座 新二	小規模多機能ホーム くすのき	春日町2-7	高齢者施設	高齢者

12法人18施設

災害時における福祉避難所施設利用に関する協定

泉佐野市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生した場合において、避難所での生活において特別の配慮を要する者及びその家族（以下「要支援者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時に要支援者等が避難所生活に支障が生じないように、乙の運営する施設内において、福祉避難所を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

（開設）

第2条 甲は、災害が発生し、福祉避難所を開設する必要性が生じた場合は、対象施設の被害状況に応じて乙が承諾した場所を福祉避難所として開設することができる。

（開設の要請）

第3条 甲は、前条の規定に基づき福祉避難所を開設する際は、事前に乙にその旨を福祉避難所開設要請書（様式第1号）により要請するものとする。

2 甲は、福祉避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、口頭により要請し乙が承諾した場所を福祉避難所として開設することができる。ただし、その場合であっても甲はできるだけ速やかに乙へ様式第1号による福祉避難所開設要請書を提出するものとする。

（利用対象者）

第4条 福祉避難所を利用できる対象者は、避難行動要支援者のうち、一般の避難所において介助の有無や障害の種類・程度に応じて保健師等と相談のうえ、一般の避難所での生活を続けることが困難な者及びその家族とする。ただし、避難行動要支援者以外であっても、保健師等の判断により対象者となることができる。

2 避難が必要な要支援者等の福祉避難所への移送は、原則として家族等の介助者が行うものとし、家族等の介助者の福祉避難所への同行避難は、原則として1名とする。

（管理運営）

第5条 乙は福祉避難所を運営する職員体制を確立するとともに、福祉避難所の開設により受け入れた要支援者等について、名簿を作成のうえ管理し、甲へ報告するものとする。

2 乙は、福祉避難所の運営上、必要な食料や水、不足する物資等の供給について甲に要請することができる。

3 乙は、福祉避難所の日々の状況について、状況報告書（様式第2号）により甲へ報告するものとする。

(開設期間)

第6条 福祉避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。ただし、甲は、災害の状況等により期間を延長する必要がある場合は、乙へ協力を要請することができる。

(早期閉鎖への努力)

第7条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 福祉避難所の管理運営にかかる費用は、甲が負担するものとする。

(指定する施設)

第9条 乙が運営する施設のうち、福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。また、対象施設に変更が生じた場合又は新たに対象となる施設の追加を要する場合は、速やかに甲に報告し、別途協議の上、必要により別表を変更するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、更に1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

上記協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有するものとする。

平成30年3月26日

甲 泉佐野市市場東1丁目295番地の3

泉佐野市

泉佐野市長 千代松 大耕

乙